

第2章 手続き

第2章 手続き

第1節 給水装置工事に必要な手続き

給水装置工事には、その申込みはもちろんのこと、申込前の手続き、新規加入金等の納入、着工等の手続き、しゅん工の手続きなどの様々な手続きが必要となる。

1 工事申込前の手続き

給水装置工事を施行しようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置の設計前に事前調査及び現地調査を行う必要がある。

(1) 事前協議

管理者と事前協議をするときは、申込者又は委任を受けた指定工事業者等が行い、協議が整ったときは、施行工事に係る主任技術者は、**条例第5条**の規定により給水装置工事の申込みを行うものとする。

ア 給水設計計画に関する事前協議

次のいずれかの場合には、あらかじめ、事前協議を行うこと。

- (ア) 給水装置工事に関する給水設計計画（給水方式、取出し口径等）
- (イ) 開発行為等に関する給水設計計画
- (ウ) 配水管に影響を及ぼすおそれがあることその他の理由により管理者が協議を必要と認めるとき。

2 工事申込前の手続きが必要な場合

(1) 水圧測定依頼

特例直結直圧給水区域において、次に掲げる給水装置工事の申込みをする場合には、あらかじめ、給水装置の配水管への取出し口付近における水圧測定を管理者に依頼する必要がある。

ア 特例直結直圧式給水を行う場合

イ 4階及び5階建ての受水槽以下装置を給水装置に切り替える工事の場合

ウ アの給水方式を変更せずに改造工事を行う場合で、設計水量が増える場合

(2) 開発行為等による事前協議

ア 開発又は建築行為に伴い給水装置工事を計画しようとするときは、一定の規模以上の場合には、工事の申込み前に関係官公署等と協議をする必要がある（**都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条**）。

イ 開発行為等の給水は、別府市の配水計画、既存の給水状況に多大の影響をおよぼすため、十分協議するとともに、別府市の条例及び要綱、基準等に適合しなければならない。

ウ 給水装置工事の施行の申請があった場合は、管理者はその内容を審査し、不備がないと認めたときは、給水装置工事を承認するものとする。

(3) 協議を行う担当課等

必要となる協議は、おおむね表2-1に示すとおりである。

表2-1 開発行為等における協議

| 開発総面積 | 担当課 | 担当係 |
|---------------------------------|-----|-------|
| 開発区域の面積が1,000㎡以上の開発行為の場合（大型開発） | 工務課 | 工務係 |
| 開発区域の面積が1,000㎡未満の開発行為の場合（小規模開発） | 営業課 | 給水検査係 |

3 給水装置工事の手続きの流れ

一般的な新設、改造又は撤去工事の流れは、表2-2示すとおりである。

表2-2 一般的な給水装置工事の手続きの流れ

| | |
|------------|---|
| ① 申込前の手続き | 給水装置工事及び開発行為等など、当該工事に係る主任技術者等と事前協議などを行う。基本計画の再検討する場合もある。 |
| ② 工事の申込み | 給水装置工事に関する、申請手続きを主任技術者が行う。必要な場合は、道路占用及び河川占用等の許可委任手続きを行う。 |
| ③ 市納金の納入 | 加入金、手数料は給水装置工事申込みの際に納入する。ただし、不備があれば、指摘事項を訂正し再度提出すること。 |
| ④ 着工前の手続き | 施工承認書受取り、完成予定日の報告、分岐工事の立会申請書の提出、メーターの取付けなど |
| ⑤ しゅん工の手続き | 検査申込書、完成図、工事写真等の提出、希望検査日時の報告を行う。 |
| ⑥ しゅん工検査 | 主任技術者が立会う。手直し指示を受けた場合は指定された期間内にこれを行い、改めて検査を受けること。検査後のメーター取扱いについて報告すること。 |

4 市納金の納入

(1) 設計審査手数料及びしゅん工検査手数料

給水装置の新設、改造（軽微な変更を除く。）及び撤去の工事を申請するときは、設計審査手数料及びしゅん工検査手数料の納入が必要となり、その申込みの際に徴収する（条例第33条）。

ア 設計審査手数料（材料の確認を含む。） 1件につき 400円

イ 給水装置工事しゅん工検査手数料

(ア) 給水管の口径20mm以下 1件につき 300円

(イ) 給水管の口径25mm以上 1件につき 600円

(2) 新規加入金

ア 給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。以下同じ。）工事を施行しようとする者は、次の表に定める額（消費税及び地方消費税を含む。）の新

第2章 手続き

規加入金を納入しなければならない。

イ 改造に係る新規加入金は、当該新規加入金の額から改造前の市のメーターの口径に係る新規加入金を控除した額とする（**条例第32条第1項**）。

※ 2019年10月1日 現在

| 市のメーターの口径 | 新規加入金 |
|-----------|-------------|
| 13mm | 49,500円 |
| 20mm | 99,000円 |
| 25mm | 148,500円 |
| 40mm | 495,000円 |
| 50mm | 891,000円 |
| 75mm | 2,475,000円 |
| 100mm | 4,950,000円 |
| 150mm | 13,612,500円 |

(消費税及び地方消費税を含む)

(3) その他の場合

ア 工事施行中に口径変更が生じた場合

変更後の口径による新規加入金とし、差額を還付又は徴収する。

イ 既設メーター口径を減径する場合

既設給水装置を減径する場合は、同時使用率等を考慮し、所要水量に支障がなければメーター口径も含め減径工事は認める。ただし、新規加入金は還付しない。

ウ 宅地造成（大型又は小規模開発）の場合

(ア) 宅地造成（大型開発によるもの）

開発総面積が1,000㎡以上のものについては、市のメーターを設置しないので新規加入金は徴収しない。ただし、後日各戸の給水装置工事申込みの際、徴収する。

(イ) 宅地造成（小規模開発によるもの）

開発総面積が1,000㎡未満の場合は、区画割した各戸に市のメーターを設置し、その口径による新規加入金、手数料の納付によりお客様番号で管理する。

エ 集合住宅等の場合

対象建物において、各戸検針及び徴収の取扱いを受けようとするときは、**集合住宅等の各戸検針及び徴収に関する取扱要綱（平成19年水道局告示第5号）第4条**に規定するメーター整備基準を満たしているかについて、管理者と事前協議を行う必要がある。各戸検針及び徴収の取扱いをする場合の**条例第32条**に規定する新規加入金の取扱いは次の各号によるものとする。

(ア) 1個のメーターを2戸以上が使用している集合住宅で、各戸メーターに替える

場合、切替後の各戸のメーター口径ごとに計算した新規加入金の額が、切替前の既設メーター口径に係る加入金の額を越える場合は、その差額の1/2を徴収する。

(建物は現行のままで各個に設置された私設のメーター回りの改造工事を行う場合をいう。)

- (イ) 1個のメーターを2戸以上が使用している集合住宅で、各戸メーターに替える場合、切替後の各戸のメーター口径ごとに計算した新規加入金の額が、切替前の既設の給水装置に係る新規加入金の額より小さいときであっても、既納の新規加入金は還付しない。
- (ウ) 給水装置を新設する場合は、個別メーターの口径に係る新規加入金の合計額を徴収する。

オ 加入金及び手数料の還付

工事の申込みの取消し(工事着手後の取消しは、管理者が認める場合に限る。)がされたときは、新規加入金及び手数料の全額を還付するものとする。

※ 管理者は、公益上その他特別の理由があるときは、この条例によって納入しなければならない又は納入した水道料金、新規加入金、手数料その他の費用を軽減若しくは免除又は還付することができる(条例第34条)。

5 道路等の掘削に係る手続き

(1) 道路管理者等の占用許可

道路掘削を行う場合は、道路法の規定により道路管理者の許可を、河川敷等を掘削する場合は、河川法に規定する河川管理者の許可を得なければならない。

(2) 給水装置工事に係る占用工事の手続き

ア 国・県道及び河川等

管理者は、給水装置工事申込書の手続き完了後に関係官公署に占用許可申請を行うものとする。指定工事業者は、工事に係る関係官庁と事前協議を行い、手続きの際に必要な書類等を速やかに提出すること。

イ 市道・里道及び水路等

指定工事業者が、関係官公署等に占用許可申請を行うこと。

ウ 道路使用許可申請

指定工事業者は、占用許可受領後、関係警察署に道路使用許可申請を行い、許可受領後管理者の指定する日に給水装置工事を行うものとする。

(3) 地下埋設物等

事前調査に関する事項

ア 九州電力、NTT、大分ガス、温泉管、下水道等の地下埋設物については、事前に工事照会を行い調査することが重要となる。必要に応じて埋設物の管理者と協議・調整等を行い、分岐工事を行うまでに穿孔する配水管等の確認をしておくこと。

第2章 手続き

イ 路線バス等へ影響を与える場合には、事前にこれらの事業者へ通知をし、必要に応じて協議・調整等を行うこと。

※ 地下埋設物の事前調査（試掘を含む）に関する留意事項

地下埋設物の事前調査を怠ると、破損や誤穿孔の事故を起こすおそれがある。破損や誤穿孔の事故は、埋設物の管理者や周辺住民等に多大な迷惑をかけるだけでなく、場合によっては市民の生命・財産を脅かすおそれがある。地下埋設物の事前調査は、現場に応じて主任技術者等が適切な方法を選ばなければならないが、特に次のような点には留意すること。

- ① 古い図面は不鮮明で数値等を読み間違えるおそれがある。
- ② 道路形態が変化していることなどにより、図面と現状が一致していないことがある。
- ③ 埋設シートや埋設表示テープが設置されていないことがある。
- ④ 铸铁管や鋼管など、古い配水管や給水管と同じ管路材質のガス管、さや管等がある。
- ⑤ 配水管や給水管の占用位置に近接して他の埋設管が布設されていることがある。
- ⑥ 事前調査にかかる日程を考慮しておかないと、各埋設物管理者に確認依頼をしても、すぐに応じてもらえないことがあるので、予定工期内に工事を終わらせることができないおそれがある。

第2節 給水装置工事の手続きの方法

1 工事申込前の手続き

(1) 水圧測定依頼

特例直結直圧式給水を行う場合において、給水装置工事の設計に必要な配水管水圧の測定を依頼するときは、次の書類を提出する必要がある。

ア 特例直結直圧給水事前協議申込書（特例 様式第1号）

イ 測定を依頼する場所が特定できる地図（位置図）

ウ 給水管使用系統図

エ 計画使用水量計算書

オ その他の必要書類

水圧測定の結果は、特例直結直圧給水事前協議回答書（特例 様式第2号）により、申込者又は依頼を受けた指定工事業者（主任技術者）に通知する。

2 所有者変更の手続き

給水装置工事の際に所有者情報が更新されていないことがわかったときは、工事申込者等に対し、所有者の変更の届出が必要であることを周知すること。

指定工事業者は、給水装置工事において、管理者が所有者変更の必要があると認めるときは、速やかに給水装置名義変更届（以下「変更届」という。様式第4号）を提出し、当該給水装置の所有者として工事申請を行うこととする。

(1) 変更届の提出

届出は、変更届を提出することにより行う。なお、変更届に旧所有者の押印がない場合でも、当該給水装置場所に係る次のいずれかの書類が提示された場合には、旧所有者の押印があったものとみなして届出を受理するものとする。

- ア 登記簿謄本の写し
- イ 現在事項全部証明書の写し
- ウ 売買契約書の写し

3 給水装置工事の申込み

(1) 申込書の提出等

ア 書類の提出

給水装置工事の申込みに係る給水装置工事申込書等の提出は、原則として当該工事を施行する指定工事業者の主任技術者（事前協議も含む。）が行うものとする。

イ 提出書類

工事の申込みは、次の書類を提出することにより行うものとする。

- (ア) 給水装置工事申込書（様式第1号）及びその申込書の両面カラーコピー3部（申請地の住所は、地番ではなく通称で記入すること。）
- (イ) 設計審査において必要な書類（変更届（様式第4号）・残存管撤去承諾書（様式第6号）・水理計算書等）

※ (ア)については、管理者が配布した用紙を使用すること。

(2) 利害関係人の同意

利害関係人等の同意（承諾書）は工事申込者が得るものであるが、指定工事業者としても申込書を提出する前にその事実確認をしておかなければ、トラブルに巻き込まれるおそれがあるので注意すること。特に、他人の土地に給水管等を埋設することは、将来にわたってトラブルが発生するケースが多く、できる限りこれを避けるよう、申込者の理解を求めること。

ア 同意の確認

管理者は、工事を施行しようとする申込者に対し、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる（条例第5条第2項）。

- (ア) 他人の土地又は建物において工事をしようとする場合は、当該土地又は当該建物の所有者の同意を得ていること。
- (イ) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するときは、当該土地所有者の同意を得ていること。
- (ウ) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、当該給水装置所有者の同意を得ていること。
- (エ) 他人の給水装置を改造（軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする場合は、当

第2章 手続き

該給水装置工事の所有者の同意を得ていること。

イ 同意書等の提出

管理者の指示があった場合には、給水装置工事申請書の利害関係人同意書欄の記入（自署及び押印）又はこれに代わる書類の提出をすること。

(3) 工事の承認

給水装置工事の申込みについて、次のいずれにも該当する場合には、当該工事の承認を行うこととする。

ア 給水装置の新設又は改造工事の申込みの際に新規加入金が納入されたとき。

イ 給水装置工事の申込みの際に設計審査及びしゅん工検査手数料が納入されたとき。

ウ 設計審査において、当該工事が適切であるものと認められたとき。

(4) 受水槽以下装置を給水装置に切り替える場合

既設の給水装置のうち、受水槽式を直結直圧式へ切り替え工事をする場合は、既設配管の概要（配管経路、管種、口径、使用期間等）を把握し、次の条件を満たすことにより、施行することができる。既設給水装置の事前調査については、次の事項によるものとする。

ア 直結直圧式給水の設置条件を満たすこと。

イ 材質及び老朽度を考慮した上で、設計水量に対し適正な水量及び水圧を確保できる口径であること。

ウ 給水方式の変更に伴う水圧変動により、漏水、水撃波等の支障が生じないものであること又は措置を講じること。

エ 老朽化を原因とする水質異常がないこと。また、老朽化を原因とする水量又は水圧の不足、濁り、漏水等の支障が生じた場合、既設給水装置の布設替を行う等の処置を施すこと。

オ 高置水槽を利用する場合は、高置水槽を使用していた既設給水装置であること。

カ 添付書類

工事申込みの際は、その建物階数の施行条件に示したとおり、それぞれ必要な書類等を添付すること。

(5) 居住者への周知

ア 直結直圧式給水を行う建物の維持管理についての責任を明確にすること。

イ 事故等による断水その他の緊急対策について、建物の居住者に対し周知徹底を図ること。

4 申請事項の変更等

(1) 設計変更の範囲

次の事項を変更する場合（管理者が軽微であると認める場合を除く。）は、設計変更として改めて管理者の審査を受けるものとする。

- ア 給水方式に関する事項
 - イ 給水管の口径及び取付口の位置に関する事項
 - ウ 宅地内の第1止水栓及びメーターの設置位置に関する事項
 - エ 分岐又は分水栓止めに関する事項
 - オ 市のメーターの設置数、口径又は市のメーター周りの構造及び材質に関する事項
 - カ その他変更により、水質及び水圧などに影響が考えられるため、管理者が重要と指定した事項
- (2) 設計変更の手続き
- 設計変更の申込みは、変更後の平面図その他必要となる書類を提出することにより行うものとする。ただし、設計変更により、新規加入金等の納入が必要となる場合があるため申込者に周知する必要がある。
- (3) 工事の取消し
- ア 工事の着手後においては、原則として、工事の申込みの取消しはできないが、管理者が必要と認める場合は取消しができるものとする。
 - イ 指定工事業者は、協議の上管理者の指示に従い手続きを行うものとする。
- (4) 指定工事業者又は主任技術者の変更
- ア 工事の申込者は、当該工事を施行する指定工事業者を変更しようとする場合は、工事依頼を受けた指定工事業者が、再度給水装置工事の申込み手続きを行うものとする。
 - イ 申込者から施行者の変更依頼を受けた場合は、旧施行者である指定工事業者の了解が得られているかを確認する必要がある。
 - ウ 主任技術者の変更
- 指定工事業者は、当該工事に係る主任技術者に関する事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を管理者に報告すること。

5 着工等の手続き

- (1) 施行承認について
- 管理者は、給水装置申込の受付後必要に応じて現地調査等を行い、関係法令等に基づく設計審査の結果、適正と判断した場合は施工承認書を発行し、指定工事業者に連絡をする。
- (2) 施工承認書の受取り
- ア 指定工事業者は、管理者から連絡があった場合は速やかに施工承認書を受取りにくること。その際に、工事完成予定日を報告すること。
 - イ 指定工事業者は、原則として施工承認書発行後に着手するものとする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (3) 分岐工事の立会い

第2章 手続き

ア 給水装置工事のうち、分岐工事は管理者の立会いのもとで施行しなければならない（構造材質規程第6条）。

イ 分岐工事等の施行日時は、管理者が指定する。なお、分岐工事に係る主任技術者は予定日までに工事に関する調整、連絡等を行うこと。

ウ 提出期限

分岐立会の申込みは、立会希望日の1週間前までに行うこと。なお、原則として、夜間及び休日立会い希望は認めないものとする。

エ 提出書類

(ア) 給水管分岐工事立会申請書（様式第5号）

(イ) その他管理者が必要と認めるもの

(4) 分岐立会い

ア 分岐する配水管を確認した時点で、主任技術者が管理者に連絡すること。

イ 分岐工事の立会いでは、配水管取付口から第1止水栓又は仕切弁までの口径・管種等が、構造・材質基準に適合していることの確認を行うとともに、工法等が管理者の指示どおり施行されていることの確認を行う。

ウ 工事日の変更及び取消し等が生じた場合は、速やかに報告すること。

(5) 断水工事を伴う場合

ア 分岐工事等が配水管の断水を必要とする場合は、局内部の調整に日数を要する工事もあるため、申込みは十分に余裕を持って行うこと。

イ 住民等への周知

断水を伴う工事の場合は、指定工事業者は、事前に断水及び濁り等により影響を受ける近隣住民、企業等に周知をするなど、トラブルの未然防止に努めること。

6 指定工事業者等における市のメーターの取扱いについて

(1) 給水装置工事の市のメーターの引渡し

申請地の給水装置工事において、市のメーターの設置が必要な場合は、当該工事に係る指定工事業者に、市のメーターの引渡しを行うことができるものとする。

(2) 手続きについて

ア 新設及び改造工事の場合

指定工事業者は、その当該工事において、市のメーターが必要な場合は、局（担当：営業課給水検査係）で手続きを行うこと。

イ 口径変更工事の場合

工事期間中にメーター口径を変更する場合は、既設メーターを局に返還した上で交換に関する手続きを行うこと。なお、撤去の間は、断水を伴うため施行等に支障をきたさないよう注意すること。

ウ 集合住宅等の場合

戸数によっては、手続き並びに準備等に時間を要するため、指定工事業者等は、取付け予定日の1週間前に報告等を行うものとし、管理者の指定する日に市のメーターを受取りにくること。

(3) 指定工事業者による取付けについて

ア 市のメーターの取付けは、次に掲げる事項を厳守すること。

- (ア) 市のメーターは、その日をもって取付けを行うこと。
- (イ) その日の設置が出来ない場合は、速やかに報告を行い管理者の指示に従うこと。
- (ウ) 取付けの際に使用するメーター用伸縮止水栓は、伸縮機能部を伸ばした状態で作業を行い、メーターボックス内に収納すること。
- (エ) 取付け後、メーターの逆付け及び接続部の漏水等の確認は必ず行うこと。
- (オ) 市のメーターを設置する場合は、お客様番号、メーター番号を確認するとともに、設置場所など設計図面と照合しながら、取付け後に通水確認を行うこと。

イ 管理者による取付け検査について

指定工事業者等の場合は、原則として、管理者は前項の項目について取付け検査を行うものとする。ただし、その必要がないと認めた場合は、この限りでない。

ウ 検査の立会いについて

- (ア) 市のメーター1個の場合（一戸建て住宅等）
検査は、管理者のみで行うため、主任技術者の立会いは不要とする。
- (イ) 市のメーター2個以上の場合（集合住宅等）
当該工事に係る主任技術者が立会うものとし、管理者の指定する日に検査を行うものとする。

エ 取付けの手直しについて

管理者から、手直しを指示された場合は、指定工事業者等はしゅん工検査前又は外溝のコンクリート舗装又はアスファルト舗装等の施行前までに行うこと。

7 しゅん工の手続き

(1) 完成の届出

- ア 工事が完成したときは、遅滞なく完成の届出をすること。
- イ 完成の届出は、当該工事に係る主任技術者が行うこと。その際に、検査希望日におけるしゅん工検査申込書（様式第2号）の提出を行い、管理者の指定する日にしゅん工検査を行うものとする。
- ウ 工事用水に使用した市のメーターについて、手続き等の報告を行うこと。

(2) 提出書類

- ア 完成の届出書類はしゅん工検査申込書、工事写真等を提出することで行う。
- イ しゅん工検査申込書の「業者、主任技術者による検査年月日」の欄は、給水装置工事が法、条例その他の関係法令等や検査項目に適合していることを確認した上で記

第2章 手続き

- 入すること。
- ウ 工事変更による給水装置系統図、追加図面は、B4サイズで提出すること。
- エ 検査終了後の市のメーター取扱いについて、報告を行うこと。
- (3) 完成届の提出日及び検査予定日
- ア 完成書類の届出は、しゅん工検査希望日の1週間前までに提出すること。
- イ しゅん工検査の日時は、検査希望日、水道の使用状況等を考慮に入れ、主任技術者と協議し、管理者が定めるものとする。
- ウ しゅん工検査は、引渡し又は入居前を原則とする。
- (4) 工事の手直し等
- ア 管理者は、しゅん工検査（手直しによる確認を含む。）において手直しを必要と認める場合には、給水装置工事手直し指示書により通知する。
- イ 指定工事業者は、手直し指示書の通知を受けたときは、期日までに手直しを行い、完了後に管理者に報告すること。
- ウ 管理者は、手直し完了の報告後に再検査を行うものとする。

第3節 市のメーターの手続き

1 給水契約の申込み

水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認をうけなければならない（**条例第14条**）。

(1) 市のメーターの設置

- ア 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に市のメーターを設置する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない（**条例第17条**）。
- イ 市のメーターの位置は、管理者が定めるものとし、管理者の指示による場合又はあらかじめ管理者の承認を受けた場合を除き、変更してはならない（**条例第17条第2項**）。

(2) 市のメーターの管理

- 管理者は、市のメーターを水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与し、保管させる（**条例第18条第1項**）。
- ア 前項の規定により市のメーターを保管する水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない（**条例第18条第2項**）。
- イ 水道使用者等が前項に規定する管理義務を怠ったために、市のメーターを亡失又は毀損した場合は、管理者が定める金額を賠償しなければならない（**条例第18条第3項**）。

(3) 給水装置所有者の代理人

- ア 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認め

たときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない（**条例第15条**）。

(4) 管理人の選定

次のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届けでなければならない（**条例第16条**）。管理人の選定・変更に係る届出は管理人選定（変更）届を提出することにより行う。ただし、管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる（**条例第16条第2項**）。

- ア 給水装置を共有する者
- イ 給水装置を共用する者
- ウ 管理者が必要と認めた者

(5) 水道使用者等の届出

水道使用者等は次のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない（**条例第19条第2項**）。

- ア 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- イ 給水装置の所有者に変更があったとき。
- ウ 消防用として水道を使用したとき。
- エ 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(5) 水道使用中止、変更等の届出

水道使用者等は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない（**条例第19条第1項**）。

- ア 水道の使用をやめるとき。
- イ 用途を変更するとき。
- ウ 世帯数に異動が生じるとき。
- エ 消防演習に施設消火栓を使用するとき。

(6) 私設消火栓の使用について

- ア 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。
- イ 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する（**条例第20条第1項及び第2項**）。

2 水道使用者等の管理上の責任

- (1) 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない（**条例第21条第1項**）。
- (2) 修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる（**条例第21条第2項**）。

第2章 手続き

(3) 管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする（条例第21条第3項）。

(4) 給水装置等の水質検査

管理者は、給水装置、市のメーター又は供給する水の水質について、水道使用者から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。なお、前述の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4節 その他手続き

1 修繕工事の施行

(1) 修繕工事の手続き

ア 修繕工事の場合は、緊急性を考慮し、施行前の申込み等は省略できるものとするが、修繕工事（軽微な変更を除く。）をした者は、その工事の完成後、速やかに管理者に届け出るものとする。

イ 修繕工事の届出は、修繕証明書（様式第3号）を提出することにより行う。ただし、着手後に修繕対象の給水装置において、修繕範囲を広げる必要が生じたときなどは、先行して改造工事を行い、後日速やかに給水装置工事の申込み手続きを行うこと。

(2) 修繕証明書の記載事項について

修繕証明書に修理状況として、以下の事項を記載すること。

ア 具体的な修繕箇所（例：屋外、屋内、トイレ、台所、風呂場等）

イ 具体的な修繕方法（例：管の修理、取替え、給水用具・部品等の交換）

ウ 修繕状況図

修繕証明書裏面の修繕状況略図欄には、以下の事項を記載すること。なお、この欄に書ききれないときは、別紙にて提出すること。

(ア) 給水管の破損修理又は取替え工事の場合
口径、管種、管延長を赤色で明記すること。

(イ) 給湯管の取替え又は切り回し工事の場合
口径、管種、管延長を青色で明記すること。

※ 修繕工事等に関する問い合わせ先

局営業課給水検査係（TEL 0977-22-2555）

エ 水道料金減免の手続き

漏水等により水道料金が高騰した時は、申請により水道料金が減免される場合がある。減免の手続きは、水道料金減免申請書及び修繕証明書（様式第3号）又は給水装置工事申込書（様式第1号）の提出により行うものとする。

※ 水道料金の減免等に関する問い合わせ先

局営業課料金係（TEL 0977-23-0361）

2 受水槽以下装置への市のメーターの設置について

(1) 手続き

受水槽以下装置に市のメーターを設置しようとする時は、その個数に応じた給水装置工事の申込み手続きが必要となる。提出書類等については、管理者の指示に従うこと。

(2) 受水槽以下装置のみの工事の場合

ア 受水槽以下装置に市のメーターを設置する場合（既に設置しているものを移設する場合も含む。）には、給水装置工事の申込み手続きを行うこと。

イ 管理者は、受水槽以下装置の工事（私設メーターを設置する場合も含む。）であっても、必要であると認めた場合には、図面等の提出を求めることができるものとする。ただし、給水装置工事ではないので設計審査及び完成検査手数料は徴収しない。

第5節 貯水槽水道の維持管理

貯水槽水道は、水道法上の給水装置ではなく、水質保全を含む維持管理は、貯水槽水道の設置者（建物の所有者）が管理することになっている。貯水槽水道は、人が居住し、使用する建物内に飲料水等を供給する設備であり、利用者が安心して使用できるように管理すべきもので、衛生的環境を確保する上で給水装置と何ら変わるものではない。したがって、貯水槽水道は、飲料水の安全で適正な供給が図られるよう法令等にその方法が規定されており、以下にその区分を示す。

関係法令等

| 区 分 | 適 用 範 囲 | 備 考 |
|---------------------------------|--|-------------------|
| 水道法 (<u>簡易専用水道</u>) | 水道事業者から供給を受ける水のみを水源とし飲料に使用され受水槽の有効容量が10m ³ を超える施設 | 法第34条の2 簡易指導要綱 |
| 小規模指導要綱 (<u>小規模簡易専用水道</u>) | 水道事業者から供給を受ける水のみを水源とし飲料に使用され受水槽の有効容量が10m ³ 以下の施設 | |
| ビル管理法 | 給水装置以外の給水に関する設備により特定建築物へ飲料水を供給する施設 | ビル管理法第4条第2項 |

1 設置者

- (1) 貯水槽水道を新設、増設、撤去又は改造をしようとするときは簡易指導要綱第2条及び小規模指導要綱第2条に基づいて設置届（新設・増設・改造）又は廃止届を提出しなければならない。
- (2) 設置者は、貯水槽水道が法第4条に定める水質基準に適合する水を供給できるように衛生的な管理を行わなければならない。

第2章 手続き

- ア 保守維持管理については、給水装置に準じて行うこと。
- イ 修理のための指定工事業者をあらかじめ定めておくこと。
- ウ 事故が発生したときは、速やかに処理できる体制をつくっておくこと。

2 使用上の注意

- (1) 新設又は長期間使用しなかった貯水槽水道は、受水槽及び高置水槽（以下、「受水槽等」という。）を事前に十分点検し、必要に応じて整備、清掃を行い、水質検査を受けること。
- (2) 貯水槽水道の完成図等は、維持管理に支障のないよう安全に保管すること。
- (3) 受水槽等の周囲は、常に清潔にしておくこと。特に、屋外に貯水槽水道を設置する場合には、除草などに十分留意すること。
- (4) 簡易な故障等の断水については、すぐ修理できるように予備を準備しておくこと。
- (5) 配水管等の断水については事前に通報又は連絡を受けたときは、止水栓を閉止し、受水槽等への影響を防ぐこと。また、受水槽等の水位の点検を行いポンプの空転を防止すること。

3 点検

設置者は、貯水槽水道の点検を定められた期間ごとに行うこと（**法第34条の2、省令第55条及び第56条、小規模指導要綱第3条第3号並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第4条、第12条の2、同施行令第2条、同施行規則第4条**）。

- (1) 残留塩素の検査は、給水栓の吐水口で法令に定められた期間ごとに行うこと。
- (2) 水質の検査は、法令に定められた期間ごとに行うこと。
- (3) 受水槽等及び装置の点検は、月1回程度、定期に行うこと。

4 清掃

設置者は、貯水槽水道の清掃を行わなければならない（**法第34条の2、省令第55条及び第56条、小規模指導要綱第3条第3号並びにビル管理法第4条、第12条の2、同施行令第2条、同施行規則第4条**）。

- (1) 設置者は、受水槽等の清掃を1年ごとに1回、定期に行うこと。
- (2) 清掃完了後は、受水槽等内の消毒を行い、その後水質検査を行うこと。
- (3) 清掃によって生じる汚泥及び汚水の処理は、適切に行うこと。

5 水道事業者による指導等

管理者は、貯水槽水道の設置者に対し施設の改善指示、報告の徴収及び立入検査を行うことができる（**法第36条、第37条及び第39条、簡易指導要綱第5条並びに小規**

模指導要綱第5条)。

6 その他

小規模簡易専用水道については法の規定を受けないが、小規模指導要綱に基づき、適正な維持管理を行うこと。

第2章 手続き

☆ MEMO ☆